目　次

は　じ　め　に ―――――――――――――――――――――――― p．１
計画の策定にあたって ―――――――――――――――――――― p．２

第１章　　基本方針
策定にあたっての基本方針 ―――――――――――――――― p．３
奈義町子ども読書活動推進計画の体系 ――――――――― p．５

【トピック】
子供の読書活動の推進に関する基本的な計画 (第四次) について（p．７）

第２章　　子どもの読書活動の推進のための方策
１．子どもの発達段階に応じた取り組み ――――――― p．８
（１）乳幼児期（おおむね６歳まで）
（２）小学生期（おおむね６歳から１２歳まで）
（３）中学生期（おおむね１２歳から１５歳まで）
（４）高校生期（おおむね１５歳から１８歳まで）
（５）特別な支援を必要とする子どもへの働きかけ

【トピック】
子どものころの読書体験がもたらす影響について
～国立青少年教育振興機構の調査結果より～（p．１８）

２．家庭・地域・図書館・学校園等における取り組み ―p．１９
（１）家庭における取り組み
（２）地域・図書館における取り組み
（３）学校園等における取り組み

【トピック】
アクティブ・ラーニング（主体的で深い学び）と学校図書館（p．３０）

Contents 目次

３．子どもの読書活動を推進するための施設・設備、
その他の諸条件の整備・充実 ――――――――――――ｐ．３１
（１）町立図書館の整備・充実
（２）学校図書館等の整備・充実
（３）図書館間の連携・協力等の推進

４．子どもの読書活動推進体制の整備及び啓発広報等 ―ｐ．３８
（１）奈義町における子どもの読書活動推進体制の整備
（２）読書関連団体等との連携・協力の促進
（３）「子ども読書の日」を中心にした啓発広報
（４）各種情報の収集・提供

５．財政上の措置 ――――――――――――――――――――ｐ．４１

【トピック】
学校図書館図書整備等５か年計画（第五次）について（ｐ．４２）

※参考資料

１：子どもの読書活動の推進に関する法律 ――――――ｐ．４３
２：文字・活字文化振興法 ――――――――――――ｐ．４６
３：図書館法 ――――――――――――――――――ｐ．４９
４：図書館の設置及び運営上の望ましい基準 ――――ｐ．６２
５：学校図書館法 ――――――――――――――――ｐ．７５
６：学校図書館図書標準 ――――――――――――ｐ．８０
７：図書館の自由に関する宣言 ――――――――――ｐ．８３
８：図書館員の倫理綱領 ――――――――――――ｐ．８７